

平成24年第2回足寄町議会臨時会議事録(第1号)

平成24年2月20日(月曜日)

出席議員(13名)

1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
3番	榊原深雪君	4番	木村明雄君
5番	高道洋子君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	熊澤芳潔君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君
13番	吉田敏男君		

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	西東文雄君
経済課長	櫻井光雄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	大野雅司君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について<P3>
- 日程第2 会期の決定について<P4>
- 日程第3 行政報告(町長)<P4~P6>
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(車両事故に対する損害賠償の額を定

- めることについて) < P 6 ~ P 7 >
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について〔平成 2 3 年度足寄町一般会計補正予算(第 1 2 号)〕 < P 7 ~ P 8 >
- 日程第 6 議案第 2 号 東通(改良)整備工事請負契約の変更について < P 8 ~ P 9 >
- 日程第 7 議案第 3 号 第 5 期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成 2 4 年度~平成 2 6 年度)について < P 9 ~ P 2 3 >

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成24年第2回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

町長あいさつ

議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から、招集のごあいさつがございます。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第2回臨時会招集に際してのごあいさつを一言申し上げたいというふうに思います。

既に新聞報道で御案内のとおり、道内の下川町、滝上町、美幌町、そして、我が町足寄町、4町で取り組みを進めておりますカーボンオフセットの取り組みの関係で、1月12日に足寄町の道東建設工業株式会社さん、これは十勝管内のもう一つの会社と企業体を組んで工事をやっている現場で、三つの現場でカーボンオフセットの移行をするということで、移行式をとり行ってまいりました。

さらには、1月31日の日に、これは吸収源のほうでありますけれども、サッポロビールさんと基本協定の締結に至りました。サッポロビールさんとの協定の中身につきましては、サッポロライオンというレストランがあるのですが、ここで生ビールの中ジョッキを飲んでいただくごとに、何がしのお金が行き渡るというようなことで、これは、ビールを飲んだ方々がビールを飲むことによって環境活動に参加をすることになると、そこにつながるということでございます。詳細につきましては、このお金の移行が整理がつき次第、また改めて行政報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

引き続き、こういった環境活動をしっかりと進めていきたいというふうに考えております

ので、議員各位の皆様方の引き続き御指導、あるいは、御理解をお願いをしておきたいというふうに思います。

さて、今臨時会で予定しております案件について申し上げたいというふうに思います。

この後、議長のお許しをいただいた後、行政報告を3件予定してございます。それから、報告案件といたしましては、専決処分につきまして2件。それから、議案といたしましては、工事請負契約の議決をいただいているわけでありまして、この変更に関する件が1件でございます。それから、足寄町の議会の総合条例制定されたことによりまして、議決案件となっております第5期の足寄町の高齢者保健福祉計画、さらには、介護保険事業計画、平成24年から平成26年、まず、議決案件となって初めての案件でございます。このことを予定をしております。それから、税条例に関する条例改正の件が1件でございます。それから、平成23年度の補正予算につきまして、各会計5件の補正予算。この中身につきましては、繰越明許費の補正ということで、合計8件の議案となっておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども招集に際してのあいさつとさせていただきます。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第177条の規定によって、5番高道洋子君、6番前田秀夫君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 本日開催されました第2回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

会期は、本日20日から22日までの3日間です。

本日は、町長から行政報告を受けた後に、報告第1号と報告第2号の報告を受けます。

次に、議案第2号を即決で審議いたします。

議案第3号につきましては、提案説明を受け、質疑を行った後、議長を除く12名の委員で構成する第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

議案第4号から議案第9号は後日即決で審議いたします。

なお、本日の本会議終了後、議員協議会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日から2月22日までの3日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から2月22日までの3日間に決定をいたしました。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、3件の行政報告を申し上げます。

まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律などの制定に伴う本町の対応予定について御報告をいたします。

地方公共団体の自治事務につきましては、国が法令で自治事務の実施やその方法を縛る、いわゆる義務づけ・枠づけが多数あります。

平成20年12月の地方分権推進委員会第2次勧告において、地方自治体の条例制定権を拡充し、法制的な観点からも地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、みずからの責任において条例を制定して行政を実施する仕組みを構築する必要があるとして、当時の法令による義務づけや枠づけをしている1万57条項のうち、4,076条項が義務づけなどの規定が必要のないものとの判断を示しました。

これらの勧告を受けて政府は、平成21年12月に地方分権改革推進計画、平成22年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定し、その後、施設・公物設置管理の基準、協議、同意、許可・認可・承認及び計画等の策定及びその手続の3分野等について、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律を制定し、平成23年5月2日に公布しました。

さらに、市町村への権限移譲とさらなる義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大を図るために、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律を制定をし、平成23年8月30日に公布しました。

第1次一括法及び第2次一括法の概要は、別紙のとおりであります。平成24年4月1日をもって、公営住宅法や地方公営企業法の一部の基準が撤廃されることを受け、本年第1回定例会に足寄町営住宅管理条例、足寄町水道事業の設置等に関する条例及び足寄町病院事業の設置等に関する条例につきまして、必要な条例改正の提案をさせていただき、予定をしております。

また、介護保険法、水道法、道路法、都市公園法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等におきましても、一部の法的基準が撤廃されることから、平成25年4月1日までに都道府県条例や市町村条例で必要な規定を設ける必要があります。

平成25年4月1日までに条例改正等の対応が必要な項目につきましては、政省令が未公布であるなど、地方自治体が条例改正を進める上で必要な情報が不足しているものもあり、密接に関係する北海道条例の改正内容を踏まえ、本町の条例改正を進めたいと考えており、北海道の条例改正案が本年9月開会予定の第3回北海道議会定例会に提案される予定とことから、本町の改正条例等の提案を平成24年12月議会までに行わせていただきたいと考えております。

引き続き情報収集に努め、本町の自主性と自立性を高めるために必要な条例改正等の検討を進めてまいりますので、町議会の皆様の御理解をお願いをし、報告といたします。

次に、平成24年度から平成26年度の3年間の第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について御報告をいたします。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、3年を1期として定め、3年ごとに見直しを行うことになっていることから、本年度は保険料の見直しを含め、足寄町高齢者保健福祉推進委員会の御意見をいただき、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を作成をいたしました。

計画では、次期事業期間における3カ年平

均の要介護認定者数を538人、施設サービス利用者141人、居宅サービス利用者236人と見込み、今後3年間の介護給付費を介護報酬の改定、近隣町の介護老人福祉施設入所者の増加、通所系サービスの利用増、及び医療と介護・保健・福祉連携システム事業の推進による新型老人保健施設、小規模多機能居宅介護施設、認知症グループホーム施設の新設により利用増を見込んだ結果、第4期の標準給付費総額見込み額19億1,348万円に対し、3億6,494万円増の22億7,843万円と推計をいたしました。

これらの数値をもとに、介護保険料第4段階の一部軽減措置を継続をし、また、年金生活者等の急激な保険料の上昇を避けるため、新たに第3段階の一部軽減措置を設け、さらに、介護保険特別給付事業・老人福祉費介護保険助成費として実施している紙おむつの特別給付分を廃止をし、改めて一般会計における高齢者対策費に移行をして実施することとして、65歳以上の1号被保険者の次期保険料を算定した結果、基準保険料月額を現行保険料3,700円より1,250円増額し、4,950円といたしました。

65歳以上の1号被保険者の介護保険料は、第1期から第3期までの9年間据え置き、第4期計画期間の平成21年度に改定をし、第4期計画期間のサービス利用者増による給付費の増加には、すべて介護給付費準備基金の取り崩しにより対応してきましたが、基金のすべてを取り崩し保険料に充当したことから、平成24年度以降は現行保険料水準で賄うことが困難なため、保険料の引き上げをお願いする結果となりました。

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、足寄町議会総合条例に基づき、今臨時会に議案として御提案しておりますが、今後の介護保険財政の運営を考え、より一層、健康づくりや介護予防に努めるとともに、サービスの質の向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御審議いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、この計画に基づく足寄町介護保険条例の一部を改正する条例を本年第1回定例会に提案する予定でありますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、町道平和稲牛線ほか3路線の道道昇格についてでございます。

利別川改修工事に伴う豊栄橋かけかえにつきましては、平成21年3月定例会において、足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋のかけかえ調査特別委員会の調査報告を受け、かけかえ箇所につきましては、足寄町農業協同組合農産センター前交差点から町道足寄原野1号線を利用し、国道242号、郊南1丁目につながるルートと意思決定したところであります。

豊栄橋の整備につきましては、平成22年度より事業が開始され、平成24年度には本工事に着手し、下部工に着工する予定であり、平成27年度の完成が計画されております。

豊栄橋に連絡する町道平和稲牛線、足寄原野1号線、足寄原野線、足寄白糠線、延長12.2キロメートルは、町内でも有数の畑作地帯である平和地区を横断する道路であり、また、この沿線の共栄地区は、足寄町農業協同組合農業センターが立地し、平成24年度には農産物処理加工施設の建設により施設の拡充が予定されており、農業施設が大規模に集積する地域であることから、農業を基幹産業とする本町としましては、重要な産業振興道路と位置づけをしております。

また、豊栄橋完成後は、市街地における交通事故や災害時には迂回路として防災上重要な機能を有し、農業・自衛隊関係車両の通行と合わせ、本町の主要な幹線道路となることから、豊栄橋の国道242号につながるルートでのかけかえと合わせ、北海道に対しまして、道道に昇格をし、道路拡幅や線形改良等の道路改良のほか、橋梁の改築について強く要望してまいりました。

具体的な活動としまして、要望書の提出

を、平成22年5月10日に北海道十勝総合振興局副局長あてに、また、平成23年2月2日には北海道建設部長外4名あてに、それぞれ議会議長の御同行を賜って行っております。

その後、昨年4月15日に町道の道道昇格に係る申請書を、十勝総合振興局帯広建設管理部を經由し、北海道建設部に提出しておりましたが、このたび2月1日付けで承認の通知がありました。

この北海道建設部長の承認を受け、今後北海道では、本町道を引き継いで、道道茂足寄原野螺湾足寄停車場線の区域変更の事務手続を経ることにより、道道に昇格させる予定と聞いております。

本町といたしましても、沿線の地域住民の方々を対象に、本町道の道道昇格にかかわる経緯や道への要望内容等について、昨年12月に御説明を申し上げたところでありますが、引き続き事業化に向けまして御理解と御協力をお願いするとともに、北海道への本町道の引き継ぎ事務を適切に進め、事業の実施に支障のないよう努めてまいります。

以上、町道の道道昇格についての御報告といたします。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

報告第1号

議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第19号専決処分の報告について、車両事故に対する損害賠償の額を定めることについての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

教育次長 鈴木泉君。

教育次長（鈴木 泉君） ただいま議題となりました報告第1号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条の第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書、町道南1条1号通、路上における車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものでございます。

1、損害賠償額13万3,495円。

2、事故発生場所、日時等につきましては、別紙示談書のとおりでございます。

2ページ左側の示談書を御参照願います。

本件の交通事故につきましては、上記のとおり、両者協議の結果、示談が成立しましたので、今後、本件に関して、双方とも裁判上または裁判外において一切異議請求の申し立てをしないことを誓約しますということで、示談書を取り交わしました。その日付は平成24年2月8日でございます。

本件交通事故に関します第1次当事者、甲、住所、北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番の1、氏名、足寄郡足寄町長安久津勝彦。運転者住所、足寄郡足寄町西町3丁目1の33、氏名ラスカウスキーアンロン。第2当事者、乙、住所、足寄郡足寄町西町9丁目112、有限会社ボディショップクニイ、運転者住所、足寄町旭町1丁目35、氏名、田野秀雄氏でございます。

事件の概要につきましては、2ページ右側を御参照願います。

平成23年12月16日、午後4時15分ごろ、足寄町南1条5丁目、町道南1条1号通上において、足寄町教育委員会生涯学習室ラスカウスキーアンロン嘱託職員が運転する公用車、帯広5002、に56-40号車が、町民センター前の駐車場にとめようと左折したところ、後方より走行してきた相手車、田野秀雄氏が運転する、帯広400、さ49-71号車、ボディショップクニイ所有者が公用車の左側ドア後部付近に衝突したものです。

また、相手車田野氏によると、公用車は中央線寄りを走行していたため、右折すると思い、左側を抜けようとしたところ、ウインカーを出さずに急に左折したため、ブレーキ

をかけた間に合わずに起こした事故でございます。

なお、双方の運転手及び公用車に同乗していた高橋真由美嘱託職員にはけがはありませんでした。

事故の原因につきして、公用車の運転手が後方確認及びウインカーを上げなかったこと、また、相手車が十分な車間距離を取っていなかったことが要因と思われます。

示談の条件につきましては、過失割合が足寄町95%、田野秀雄氏5%でありまして、甲乙各自の責任額を相殺することで、その差額として、甲の責任額13万3,495円から乙の責任額6,775円を差し引いた12万6,720円を甲が乙に支払うものでございます。

以上により、示談が成立いたしました。今後このようなことがないように、最善の注意と安全運転の励行の強化に努めてまいります。

なお、次の3ページに事故発生現場見取図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第1号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これにて報告を終わります。

報告第2号

議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第2号専決処分の報告について、平成23年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでご

ざいます。

専決処分書、平成23年度足寄町一般会計補正予算(第12号)を地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げますので、5ページをお願いいたします。

平成23年度足寄町一般会計補正予算(第12号)。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億1,523万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、先ほど報告第1号で報告いたしました車両事故に伴います機器等修繕料13万6,000円、車両事故賠償金12万7,000円の計上と、これの財源といたしまして車両共済金26万3,000円を計上したものでございます。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これにて報告を終わります。

議案第2号

議長(吉田敏男君) 日程第6 議案第2号東通整備工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました議案第2号東通改良整備工事請負契約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成23年11月18日議会の議決を得た、工事請負契約の締結、東通改良整備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするもの

でございます。

契約変更の目的は、東通改良整備工事でございます。

契約変更の原因につきましては、契約条項第18条及び第19条に基づく変更でございます。工事施工中におきまして、路盤材、運搬残土、指定地の変更などがございまして変更となったものでございます。

契約の金額につきましては、変更前が5,638万5,000円でございます。変更後は5,471万5,500円となりまして、166万9,500円の減額となっております。

契約の相手方につきましては、足寄町南6条4丁目62番地、斉藤井出建設株式会社、代表取締役斉藤和之氏でございます。

工期につきましては、平成24年3月16日で変更はございません。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号東通整備工事請負契約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第2号東通整備工事請負契約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。10時45分再開といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議案第3号

議長(吉田敏男君) 日程第7 議案第3号第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成24年度~平成26年度)についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 堀井昭治君。

福祉課長(堀井昭治君) ただいま議題となりました議案第3号第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成24年度~平成26年度)についての提案理由について御説明いたします。

足寄町議会総合条例第11条第1項の規定により、第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成24年度~平成26年度)を別冊のとおり定めましたので御提案するものであります。

第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が第4期の計画から大きく変更となった事項につきましては、町長から行政報告がされておりますが、介護保険事業計画における第5期計画期間中の介護保険料の設定におきまして、第1期計画の開始以降、現在まで介護保険特別給付事業として実施してきた足寄町独自施策の紙おむつ券助成について、介護保険料の急激な上昇を避けるため、介護保険事業による助成を廃止し、改めて一

般会計に移行し、高齢者対策経費において、同様の事業として紙おむつ券の町独自助成を継続していくこととしていること、及び、国の介護報酬の改定状況とさまざまな介護サービス料の増加などの実績や推計を踏まえ、1号被保険者の基準保険料月額において、保険料の縮減に努めたものの、介護給付費用を現行水準の保険料で賄うことができず、現行保険料3,700円より1,250円増加した4,950円と算定がされたこととあります。

第5期計画の作成に当たり、町民参加により、計画の進行管理と評価を行うために組織されている足寄町高齢者保健福祉推進委員会の皆様に、第4期計画が実行された平成21年度以降、計画最終年の今年2月16日まで、計9回に及ぶ委員会の開催をいただき、調査・審議を願い、御意見をいただきながら、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成に対し御尽力をいただきました。改めて推進委員の皆様に厚くお礼を申し上げるところでございます。

2月16日に開催されました推進委員会において、第5期計画として全員一致で了承がされ、具申をいただきましたので、本日の計画提案としております。

なお、現在、最終校正の最中にあることから、本日配付の契約書の一部に字句の軽微の修正が行われる予定にあります。大変申しわけございませんが、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、計画の全体内容について御説明をいたします。

計画書は総論、各論、資料編の3部により構成されております。

計画書2ページをお願いいたします。順に御説明とさせていただきます。

まず、第1章、計画の考え方といたしまして、計画策定の趣旨としまして、我が国の高齢者人口の増加に伴いまして、平成12年度に介護保険という事業が法律により開始され

ました。総人口は2004年をピークに減少に転じております。しかしながら、高齢者は逆に、高齢化率はふえているという状況でございます。特に平成67年ころには、一人の高齢者を1.3人の生産人口で支えなくてはならないというふうにも推計されております。

本町においても同様の傾向が見られ、団塊の世代が65歳を超えた、さらに、75歳を超える平成27年には高齢化率が38%を超え、また総人口は7,000人を下回り、国と同様、一人の高齢者を1.3人の生産年齢人口で支えていくような状況になるというふうに推計されております。

こうした社会情勢のもと、平成12年度に介護保険が導入されました。この開始以降12年が経過し、一定の評価をいただいているところでございますが、団塊の世代が75歳を超える平成37年を見据えた場合、このままではこの介護保険がなし行かなくなるということを踏まえて、国としても、平成23年に介護保険の一部改正が行われました。この改正法の中では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援、こういったサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるために必要な事項が盛り込まれております。大きく、24時間の定期巡回、随時対応サービスといった新たなサービスが盛り込まれております。

特に、足寄町においても、平成22年度より、こうした状況を踏まえ、医療と介護、保健、福祉の連携システムの構築を進めております。これは、町民の皆様が地域でいつまでも安心して生活できるよう、町内医療機関の役割分担を進めるとともに、仮称でございますがソーシャルワークセンターを置いて、情報の一元化を図り、本人の心身状況に応じた保健福祉サービスを提供できるようにする一連のシステムであり、平成24年から平成26年度においては、この第5期計画期間の中でこのシステムの一定程度の完成を目指しま

して、必要とされる介護福祉関連施設など、必要な整備を図っていく予定にございます。

2番目に、計画策定の位置づけと構成ということでございますが、足寄町高齢者保健福祉計画、一つ目のこの計画につきましては、老人福祉法第20条の8の規定により、高齢者保健福祉の構築に向けた、町が目指すべき長寿社会にふさわしい政策目標とその実現に向けて取り組むべき施策についての計画を定めているものでございます。事業にかかわる経費は一般会計の中で措置されております。特に民生費及び衛生費の中において措置されております。

もう一つの足寄町介護保険事業計画につきましては、高齢者保健福祉計画に包含されるものとして、介護保険法第117条の規定によりまして、地域の要介護者が自立した日常生活を営めるよう、介護保険事業計画にかかわる保険給付の円滑な実施に向けての計画を定めているものでございます。介護保険事業特別会計において予算措置がされております。

市町村は、それぞれの計画を3年を1期とした計画として定めるものとされております。さらに、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項により、この両計画については一体の計画として作成されなければならないとされていることから、両計画を一体の計画として平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期計画として定めているものでございます。

次に、4、計画の点検体制。5、計画の作成体制と住民の意見反映といたしまして、第5期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画骨子を基盤として原案を作成し、先に御説明いたしました足寄町高齢者保健福祉推進委員会でこれまで9回の検討協議をお願いし、最終年度の平成23年度において、5回の審議をお願いしてまいりました。推進委員会の構成等につきましては、計画書84ページ、85ページにかけて御参照願いたいと思います。

住民の意見反映といたしましては、平成23年2月から3月にかけて、地域課題の把握に向け、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、計画書の策定に反映をいたしました。調査結果につきましては、96ページ以降に記載をしておりますので御参照願いたいと思います。

さらに、平成23年12月中旬に計画書素案の概要版を自治会配布するとともに、全体版を福祉課内での閲覧や町ホームページでの周知により、平成24年1月下旬にかけて、町民各位からの御意見をいただきながら、最終計画書の策定を行ってまいりました。

次に、4ページをお願いします。

第2章、基本理念、基本目標、重点的取り組みといたしまして、基本理念といたしましては、いくつになってもひとりになっても、安心して暮らせる愛のまち。これは、第1期計画のときから引き続き持っている基本理念でございます。これに基づきまして、五つの理念を掲げております。

理念の1といたしまして、高齢者の人権尊重と自立支援。理念2といたしまして、高齢者の社会参加の推進と充実。理念3といたしまして、生涯現役と健康づくり、介護予防の推進・充実。理念4といたしまして、地域での支え合いの推進・充実。理念5といたしまして、高齢者に優しい町づくりの推進・充実と掲げております。

6ページをお願いいたします。

この基本理念に基づきまして、基本目標を定めております。目標といたしましては、五つの目標を定め、各種施策を推進していく予定でございます。

目標の1として、高齢者の尊厳を支える町の実現。目標2として、生き生きと社会参加ができる町の実現。目標3として、生涯生きがいを持ち、健康に生活できる町の実現。目標4として、地域で支え合う継続的ケアのできる町の実現。目標5といたしまして、すべての町民が支え合う町の実現。これを基本目標といたしまして、8ページ、重点的取組

み。これが第5期計画期間中の重点的取り組みとして、七つ取り組みを挙げております。

一つ目に、医療と介護、保健、福祉、連携システムの構築を掲げております。住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターの機能強化を図ります。現在、平成23年度中において、この基盤となるITシステムの推進をしております。具体的には、高齢者のさまざまな生活ニーズに対応した包括的なケアを継続的に提供を行い、住民の方々が安心して生活を送ることができるよう、町内の医療機関、福祉事業者、さらに、行政が連携した社会支援システムの整備を図る予定でございます。これは、高齢者を地域全体で支えるために、互いに情報共有を図るためということで、平成23年度中にネットワークに進める整備を図っているところでございます。さらに、それらの総合的調整を行う期間として、仮称ソーシャルワークセンターを立ち上げ、連携システムの全体のマネジメント業務を果たす予定でございます。

なお、このソーシャルワークセンターという名称につきましては、各位より、片仮名表記でわかりづらいということで御批評がありまして、平成24年度中に、もう少しわかりやすい表現に変えていく予定としております。

この構築に当たりましては、まず一つに、地域包括支援センターの機能強化による仮称ソーシャルワークセンターの整備。二つ目に、小規模多機能型居宅介護施設の検討と整備の推進。三つ目に、認知症対応型共同生活介護、グループホームの検討と整備の推進。四つ目に、高齢者複合住宅の検討と整備の推進ということで、今後予定しております。

といたしまして、高齢者の権利擁護制度の啓発推進。人生の最後まで個人として尊重され、自分らしくありたい。これはだれもが望むところであります。そのために、高齢者の権利・利益を擁護し、高齢者に対する虐待の防止やその早期発見のための相談体制を充

実させ、権利擁護事業等の整備を図っていく予定でございます。

といたしまして、認知症高齢者対策の推進・充実。認知症はだれにでも起こりうる脳の病気でございます。これは予防ができるという認識に立って、若いうちからの予防方法の啓発・普及を図っていきたいというふうに考えております。特に高齢者の閉じこもり防止や知的な活動等を促進し、認知症を早期に発見し、速やかに対応できるように、介護者を含め、地域住民への普及・啓発を図っていき、認知症になっても安心して暮らせる町づくりに努めていく予定でございます。

といたしまして、高齢者の積極的な社会参加。生きがいづくりの推進・充実。高齢者の方々が社会の中で生きがいを持ち、常に前向きに生活できる環境を作り上げていくとともに、一人でも多くの高齢者が生涯現役で生き生きと暮らしていけるような施策の充実に努める予定でございます。

といたしまして、健康づくり、介護予防の推進・充実。高齢者がいつまでも健やかで豊かに生活できることを目指し、若年からの健康管理や健康づくりを積極的に進めます。特に、脳血管疾患などの要介護状態をもたらす疾患の第1次予防に力を入れるとともに、高齢者の健康づくりを積極的に進めてまいります。

10ページ、介護サービス基盤の整備・充実。高齢者の方々が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、介護サービス基盤の整備を図ってまいります。特に、仮称ソーシャルワークセンターを中心に、医療機関やさまざまなサービス事業者との連携を積極的に推進し、その人の身体状況にあわせて、常に必要とされる365日安心して生活が送れるような介護基盤の整備を充実させていきたいというふうに考えております。将来的には、24時間対応を視野に入れた在宅介護支援体制の整備、さらに、医療機関と介護サービス事業者との連携の強化を図

り、在宅介護の社会生活を強固にしていきたいというふうに考えております。

といたしまして、サービスの質の向上、高齢者保健福祉サービスモニターの充実を図ってまいります。

ページ11に、足寄町の医療と介護、保健、福祉、連携システムの概念図を添付してございます。この概念図につきましては、平成22年12月第4回定例会で報告をいたしましてお示ししたものでございます。このときに連携システムの概要とソーシャルワークセンターのイメージにつきまして御説明させていただいておりますので、省略させていただきたいと思っております。

13ページをお願いいたします。

第3章、足寄町の高齢者の現状と将来推計。人口の推移につきましては、表のとおり、介護保険の始まった平成12年には総人口8,871名。これは国勢調査の数値でございますが、平成22年の人口は7,630名。平成12年に高齢化率26.4%が平成22年には33.93%まで増加してきているという状況になっております。人口構造といたしましては、平成23年10月現在、昨年10月現在で、総人口は7,705人。65歳以上の人口は2,560人で33.2%という数字になっております。さらに、75歳以上の後期高齢者が1,407人で、総人口の18.44%というふうになっております。参考までに、平成24年1月末現在の人口は7,675人、65歳以上人口が2,564人、高齢化率33.4%。75歳以上1,429人、18.6%という数字になっております。

人口推計値でございますが、団塊の世代の方々が75歳を超える平成37年には、人口は5,954人程度に減少するというふうに見込まれております。このときの65歳以上人口が2,657人、高齢化率44.6%。75歳以上人口が1,727人、29%という推計値になっております。こういったことを踏まえまして、介護保険計画を定めていると

ころでございます。

15ページ、人口推計といたしましては、これは、介護保険事業計画を定めるに当たり、また、高齢者福祉計画を定めるに当たり、必要として調整をされた数値でございます。平成24年度の人口が7,401人、高齢化率36.25%。平成25年が総人口7,266人、65歳以上人口2,699人。平成26年が総人口7,131人、65歳以上2,714名、高齢化率38.6%という数字に基づきまして計画を作っております。

16ページをお願いします。

高齢者のいる世帯の状況といたしまして、総世帯に占める高齢者世帯の割合を示しております。昭和55年では19.6%、これが平成7年では37.7%。平成22年では49.6%、1,657世帯ということで、おおむね2世帯に1世帯が高齢者世帯となりつつあります。

高齢者世帯の中には、この表にありますように、夫婦のみすべて65歳以上の世帯。65歳以上で単身の世帯。その他、世帯の中に65歳の方々が住まわれているということに、3区分に分けております。特にこの単身世帯につきましては、昭和12年のときに323世帯が単身の独居世帯でございました。これが平成22年には424世帯。65歳以上世帯の25.6%。4世帯に1世帯は単身独居老人世帯という状況になっております。

17ページをお願いいたします。

高齢者の医療の状況について詳細の説明は省略させていただきますが、次ページ、18、19ページにございますように、高齢者の方々が入院の原因となる疾病について、平成22年度5月分の診療データを見ますと、循環器系の疾病が最も多く、続いて、新生物、消化器系疾患、損傷、中毒、内分泌等に続いております。

こういったことで、19ページ、高齢者の健康状態といたしましては、主として高血圧、虚血性心疾患などの循環器系の疾患の罹患が多く、食生活、喫煙、運動不足といった

不適切な生活習慣によるものと考えられます。高齢者の健康の維持のためには、若いときからの定期的な健康診断及び身体面の健康管理とあわせて、生きがいを持った老人クラブやボランティア活動などの社会参加、趣味活動など、知的活動そのものが心の健康に重要になってくるものと考えております。

続きまして、21ページ以降、各論に入っていきたいと思っております。

22ページの表につきましては、計画の全体の流れといたしまして、左側の基本理念、中ほどの五つの理念、そして、右側にございます重点的取り組みの具体的な取り組みということで載っております。この体系に基づきまして説明させていただきます。

23ページ、第1章「高齢者の尊厳を支える町の実現」といたしまして、権利、擁護、施策の充実。一つに、成年後見制度の利用支援。成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの本人の判断能力が十分ではない方を対象として、選任された後見人が本人のかわりに法律行為を行う制度でございます。

しかしながら、いまだ成年後見制度の内容を理解している方がほとんどいない状況にあります。そのようなことから、成年後見制度に対する住民への周知・啓発を図っていく予定でございます。特に、近々では、町の申し立て制度というのがございます。そういった町の申し立て制度を利用し、経費の助成を行う成年後見制度支援事業、この体制を整備していきたいというふうに考えております。

(2)に、福祉サービス利用援助事業の普及・啓発でございます。

福祉サービス利用援助事業、日常生活支援事業とも言われます。これは認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域社会生活が送れることができるよう、その権利を擁護することを目的としている事業でございます。

(3)高齢者虐待防止ということで、高齢

者虐待は家庭や施設という隔離された社会で行われ、被虐待者である高齢者は世話や介護を受けているがために、本人からの訴えがなされにくく、また、家族等におかれましても、そのことが虐待であるということを認識しないままに、顕在化しにくい、顕在化していくという状況でございます。そのようなことから、しっかりと本人の意思表示がなければ、なかなか虐待ということでの支援を導くことができません。そういったことで、高齢者虐待を防止するために、地域包括支援センター、後々のソーシャルワークセンターを窓口として住民の周知を図り、情報を集める中で関係機関と連携を保ちながら、高齢者個々の人権が尊重されるように努めていきたいというふうに考えております。

25ページ。第2章といたしまして、生き生きと社会参加ができる町の実現。一つに社会参加の促進がでございます。

広報といたしましては、(1)高齢者の生きがいづくりに努め、(2)といたしまして、地域活動促進のための基盤制度を行いたいと思っております。この中といたしましては、世代間交流の推進。といたしまして、老人クラブ活動の推進。といたしまして、26ページ、高齢者の就労の促進を図ってまいりたいと思っております。さらに、(3)と行きまして、生涯学習等、生きがい活動等の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。生涯学習生きがい活動につきましては、福祉課のみならず、教育委員会等とも、いろいろな事業の中で連携し合いながら推進していきたいというふうに考えております。

次、高齢者に優しい町づくりの推進といたしまして、高齢者のための生活基盤の整備。

といたしまして、暮らしやすい住宅の整備。といたしまして、積極的に活用できる交通移動手段の整備。といたしまして、高齢者に配慮した公園道路の整備。といたしまして、公共施設の整備時の配慮。これは公共施設を整備するに当たり、オストメイト

対応のトイレの整備でございますとか、バリアフリーでございますとか、そういったものを福祉課としても発信していきたいということでございます。といたしまして、福祉の町づくりの普及・啓発。といたしまして、高齢者・障害者の自立を支援する共生型住まいの支援を行う予定でございます。共生型住まいといたしましては、平成20年度にNPO法人により高齢者と障害者の方々がお互いに支え合い、自立を支援していく共生型の自立支援ハウスが設立されております。

(2)といたしまして、安全な暮らしの確保。一つに防犯・消費者保護の充実。二つ目に交通安全の推進。三つ目に防災体制・災害時要援護者対策の整備を図ってまいります。

28ページ、第3章といたしまして、生涯生きがいを持ち、健康に生活できる町の実現といたしまして、大きく、保健医療サービスの充実、健康づくり施策の充実を行っていく予定でございます。

内容といたしましては、特定健診・特定保健指導、こういったものを第4期までの計画に基づく実績を踏まえ、第5期の計画を定めているものでございます。

一つに特定健診・保健指導。特定健診診査につきましては、町の集団健診及び町内で行われております、医療機関で行われております健診、または、人間ドック。また、町外で行われております人間ドック、PETがん検診において、受診者の希望するところで受診ができるよう体制を行っております。

30ページ。訪問指導ということで、特定健康診査の結果、生活習慣改善のため、行動を変えていただくことが必要な方、適切な医療の継続に困難な支障を来している方、こういった方々を対象に、老人クラブ等で訪問が必要と思われる人に訪問指導を行い、生活習慣病や要介護状態を防ぎ、望ましい生活ができるよう支援をしてまいります。

といたしまして、高齢者インフルエンザの予防接種。インフルエンザの予防接種を行い、高齢者の疾病予防や重症化防止を図って

まいります。あわせて 番目に、平成23年度より、23価肺炎球菌ワクチン、任意の予防接種でございますが、これを実施しております。これの実施により、高齢者の肺炎の予防及び重症化防止を図っていきたいと思います。なお、ことしのインフルエンザの発生の中で感じた一つといたしまして、23価の肺炎球菌ワクチンを受けたからインフルエンザにはかからないだろうという感覚を持った方もおられるかなと思いますが、それぞれの菌であるとかウイルスが別なものでございますので、23価肺炎球菌ワクチンを受けたからといって、インフルエンザにかからないということはないということをおし添えておきたいというふうに思います。

といたしまして、認知症の対策。厚生労働省が提起する認知症サポーターの一環として、足寄町でも認知症のサポーター養成講座を平成17年から開催しております。これまで440名の認知症サポーターが誕生しております。また、平成18年には、認知症サポーターの講師役のキャラバン・メイト、この養成研修を開催し、現在54名の方がキャラバン・メイトとしてサポーター活動を行っております。

また、認知症に対する正確な知識や早期発見のための知識の普及・啓発といたしまして、かえるネットワーク事業、これを福祉課主催でやっております。この充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

(2)生活を支える医療の充実といたしまして、町内には3カ所の医療機関があり、内科、外科、整形外科、婦人科、精神科の一次医療になっております。そのほか、歯科医院が3カ所ございます。特に我妻病院におきましては、一般病床20床、介護医療型病床30床を合わせた50床がございました。連携システムの推進に当たりまして、この50床の病床につきまして、平成24年4月より、新型老健、正式には、介護療養型老人保健施設50床に転換されることとなっております。これによりまして、医療必要度の高い高

齢者の療養環境がさらに整備されるというふうに考えております。

国保病院におきましては、従来どおりの外来診療、あわせて出張医師による特殊専門外来診療、そして、救急車による搬送、第一次の救急病院でございます。この救急車による搬送は、今まで国保病院と希望される方につきましては、我妻病院のほうにも搬送がされていた状況でございます。平成24年4月以降、救急車による搬送はすべて国保病院のほうに搬送するという御承願ということで周知しているところでございます。

我妻病院におきましては、病床そのものはなくなるのですけれども、従来どおりの外来診療、内科、循環器科、小児科、心療内科、脳外科の外来診療につきましては、これから以降も継続して続けていく予定でございます。さらに、高齢者の在宅医療を支える医療サービスといたしまして、在宅療養支援診療所として、24時間の訪問診療でございますとか、訪問介護、こういったものを行っていくという計画を進める予定でございます。

3、33ページ。地域リハビリテーションの推進ということで、各医療機関で入院中にリハビリを受けても、退院後にリハビリが継続されていないという状況が多くございます。このことが閉じこもりの要因になっていることから、障害のある人や高齢者が足寄町の中で、地域の人々とともに生き生きとした生活を送られるための地域リハビリテーションの推進が求められております。そういったことで、出かけるリハビリテーション、こういったものも視野に入れながら、学習会や講演会をこれからも開催していきたいというふうに思っております。

35ページをお願いします。福祉サービスの充実ということで、今後も住民活動に対するいろいろな支援を図りながら、高齢社会に対応した地域づくりを積極的に進め、高齢者が要介護状態にならないための介護予防サービスや住みなれた社会の中で、地域の中で生活していくことを支援する、生活支援サービ

スを引き続き提供していく予定でございます。

(1)といたしまして、生活支援サービスの充実といたしまして、12項目のサービスを実施しております。一つに、外出支援サービス。社会福祉協議会によります移送サービスでございます。といたしまして、日常生活支援事業。ホームヘルパーさんの支援によるものでございます。といたしまして、除雪サービス。除雪サービスにつきましては、65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢夫婦世帯、障害者世帯を対象に、外出するための通路でございますとか、火災・事故防止のために必要な部分の除雪サービスを行っております。一つには、建設業協会による除雪ボランティアがされております。また、地域自治会による除雪支援というものも行われております。その他、そういったボランティアで間に合わない部分につきましては、町建設課、車両課による個人道路の除雪の支援を行っているところでございます。といたしまして、住宅改修支援事業。これは、住宅の改修そのものではなくて、高齢者が住んでいる住宅の改造・新築を行う際に、どのような改修を行えば住みやすい住宅となるか。こういった整備を受けて、知識のある方、建築の方、保健師、または、リハビリ技師等により、チームを設置いたしまして、技術的・専門的なアドバイスを行う、こういった支援システムになっております。

37ページ。訪問理美容サービスでございます。なかなか利用者は少ないのでございますが、民間の理容室と協定しながら、地域のほうに出向いていただき、家庭の中で理容・美容サービスを行ってもらうことになっております。

といたしまして、安心電話サービス。ボランティアさんによりまして、利用者との協議により定めた曜日・時間帯に、週2回電話をかけて、それぞれ安否の確認をするということにして進めております。なかなかボランティアさんの数が確保できず、拡大が難しい

状況でございます。

といたしまして、緊急通報装置システム。おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または、身体障害者のいる世帯等に、急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置しております。平成22年度末で108世帯に端末機を設置しております。

38ページ。福祉電話の貸し付けということで、おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者及び身体障害者等で、緊急手段の連絡の手段が必要と認められる方々の世帯に電話の貸与をしております。現在、保有14台のうち、4台の貸し付けを行っております。

といたしまして、食の自立支援サービス。一つに配食サービス。これは、御自宅まで食事を、昼食を届けるサービスでございます。イといたしまして、給食サービス。これはボランティアさんの協力をいただきまして、老人憩いの家の中で、週1回、火曜日にお集まりいただいた方に給食のサービスをいたしております。目的といたしましては、バランスの取れた食事の提供だけではなくて、サロニックな機能を果たした中で、ひとり暮らしの高齢者等が健康で生きがいのある生活を送るための必要なサービスを行っているということでございます。

といたしまして、生活管理指導・短期宿泊事業ということで、自立の判定を受けている高齢者、一人暮らしの高齢者が一時的に養護を必要とする場合に、特別養護老人ホームの空きベッドを利用した短期間の宿泊により、生活習慣の指導を行う。通称ショートステイというふうに表現されている部分でございます。

11番目に、高齢者・障害者等通院支援事業。市街地に居住している移動手段を持たない高齢者及び障害者等に対し、町内医療機関への通院等を支援し、経済的負担の軽減と移動手段の確保を図るものとして実施しております。足寄タクシーさんの車を利用いたしまして、本人には1回100円の利用料をいた

だきながら、残りは町からの助成ということで車を運転しております。

12番目といたしまして、これがことし、平成24年度以降に向けて新たに追加した施策でございます。介護用品（紙おむつ）の支給でございます。従来、平成23年度までは、介護保険市町村特別給付事業ということで実施をしてきました。これを介護保険者のみで支援するのではなく、町全体で支えていくという形で方法を変更しております。平成24年度から一般会計の中でこの計画を行っていく予定にございます。

40ページの上のほうにございますように、このサービスは介護保険スタートの平成12年から進めております。大体、年間件数として、1,500から1,600件ぐらいの利用件数がございます。金額にいたしまして700万円前後。この実績につきましては、介護保険事業におかれている実績数値でございます。平成24年度以降の数値につきましては、一般会計で行う事業予定料を示しております。

次に、(2)生きがい活動支援事業の充実といたしまして、四つの事業を掲げております。

一つに、認知症の予防介護事業。二つに、地域住民グループの支援事業。三つ目に、生きがい活動支援通所事業。この生きがい活動通所事業につきましては、生きがいデイサービスといたしまして、大誉地地区、芽登地区、螺湾地区の寿の家で、おおむね週2回、生きがいデイサービスを開催しております。四つ目に、各種祝い金等に関する事業。敬老祝い金でございますとか、敬老会の開催費の交付金でございます。

次に、施設サービスの確保といたしまして、町内外でいろいろなサービスが展開されております。

一つに、養護老人ホーム。65歳以上の方々に、体が弱く、環境上の理由で、または、経済的な理由により、自宅で居住することが困難な方が入所措置される施設でござい

ます。足寄町の中にはございません。42ページにございますように、現在、足寄町の住民といたしましては、新得町の養護老人ホームに二人、本別町の養護老人ホームに三人の入所措置がされております。

といたしまして、軽費老人ホーム（A型・B型）。これは60歳以上の方で、家庭環境等の理由によって、居宅生活が困難な方が低額な料金で入る施設でございます。足寄町にはございません。

三つ目には、ケアハウス、介護利用型軽費老人ホーム。60歳以上の方々が身体機能の低下等のために、独立して生活するには不安が認められるという場合に、ケアハウスにより、低額な料金で生活ができる施設でございます。現在、平成22年度末でございますが、70人の定員に対して、69人の方々が入居しております。

43ページをお願いいたします。3番といたしまして、地域支援事業の充実として三つの事業を掲げております。一つには、(1)介護予防事業。これは一般の高齢者を対象とした、要介護状態にならないようにするための介護予防事業でございます。

44ページの下の方です。(2)包括的支援事業。地域包括ケアの中核拠点として、包括的支援事業を一括して行うため、地域包括支援センターを設置しております。その役割と機能を強化し、仮称ソーシャルワークセンターを組織的に位置づけ、包括的支援事業のマネジメントを担っていきたいというふうに考えております。

45ページの下の方です。(3)家族介護等支援事業。要介護者の方が自宅におられるということは、それを介護される家族の方がおられます。こういった介護をされる方々の費用、それから、知識、こういったものを支援するために、家族介護教室、介護講座、家族介護交流事業、介護用品の支給などを継続して行い、地域支援事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

これまでは、一般会計予算による各種事業

の説明でございました。46ページ以降、第4章から、地域で支え合う継続的ケアのできる町の実現ということで、介護保険事業としてのサービス内容についての説明をさせていただきます。

一つに、介護保険サービスの充実。住みなれた地域でいつまでも暮らし続けるということを可能とするために、いろいろなサービスが行われております。その中で、第5期のサービス事業を推計するに当たり、一つ目に、要介護認定者の現状と将来推計ということを行っております。表の15ページには、要介護度別の身体状況をおおむねあらわした表でございます。体の状況とその介護に要する時間、こういったものを総合的に判定して、それぞれの方々が要支援1から要介護度5、このどこに区分されるかということを確認審査会で審査しております。

要介護認定者等の推移におきましては、47ページの表のとおり、16表のとおり、平成12年度のときは、要支援、要介護1から5までの方々で、289名の介護認定がされております。現在、平成23年度末の予定でございますが、見込み数値でございます。平成23年度末におきましては、489名という方々が要介護支援、もしくは、要介護の認定を受けております。

といたしまして、要介護認定者の推計でございます。この中には、総人口に占める認定者の割合を示しております。表のとおり、80歳から84歳の方々のうち、要介護認定者があらわれてくる出現率、これは25%の割合で要介護認定がされている状況になっています。さらに、85歳以上になりますと、この出現率が約60%になっている状況でございます。

48ページをお願いします。こういった背景をもとに、要介護認定者数を推計しております。平成24年におきましては、おおむね517人の要支援から要介護5までの認定者数になるのかなというふうに推計されております。平成26年には558名ということで

推計されております。この方々に対する介護サービス、これを行うために必要な介護保険料というものを定めているところでございます。

この方々の、利用者の内容についての説明が、施設における利用者数の推計ということでございます。本町の施設サービス利用者は平成23年度末利用者見込み数147名に対して、今後3年間では減少していくだろうという傾向で、見込みとしております。これは、今後、町内でグループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設を整備すること、ということにより、他町の施設入所者がこれらのサービスを利用するというので、在宅に移行していただける部分が結構あるのではないかなということで推計しております。

数といたしましては、特別養護老人ホーム、これは足寄町もしくは近隣町村の特別養護老人ホームに入所されている方々の数字でございます。老人保健施設、これは我妻病院で新たに始まります新型老健への入所が見込まれております。そういったことで、平成23年から平成24年にかけて数字がふえてございます。介護療養型医療施設、これは逆に、今まで我妻病院で行われておりました介護療養病床、これがなくなりまして、新型老健に移るということで、平成24年度以降、数が減っております。

次に49ページ。居宅サービス対象者の推計ということでございます。推計といたしましては、にございますように、利用者数といたしましては、おおむね標準的な居宅サービスの利用者が平成26年には237名、認知症対応型の共同生活介護につきましては、現在9名から20名にふえていくだろうというふうに推計しております。これは、今後、グループホームがつくられるという予測で、ふえる予測をしております。

50ページ、介護保険サービスの充実ということで、まず、施設サービス。介護老人福祉施設、特別養護老人ホームでございます。現在、足寄町の特別養護老人ホームに定員5

6名、近くの近隣町の特別養護老人ホーム、大きくは、陸別町、上土幌町でございます。近隣町の特別養護老人ホームに33名の方が入所されております。先ほど述べました、今後、施設が整備される小規模多機能施設、グループホーム等の整備により、こういった方々が一定程度、足寄町に戻ってくるのではないかなというふうに想定をしているところでございます。

次に、イ、介護老人保健施設。これは平成24年4月から開始されます介護療養型老人保健施設、新型老健に、我妻病院の転換が図られることから、その利用増を見込んで推計をしております。

次に、ウ、介護療養型医療施設。これにつきましては、我妻病院の介護療養型病床がなくなるということで、減少を見込んでおります。

といたしまして、居宅介護、介護予防サービス。これは19種類のサービス提供を行っております。一つに、訪問介護、ホームヘルプサービス。52ページ、二つ目には、訪問入浴。これは平成20年度まで、社会福祉協議会により実施されておりました。平成21年度以降、サービスはストップしております。なかなか利用者が少ないということと、経費が膨大でなかなか行う側のほうとして、事業として成り立たない部分がございます。まして、デイサービスセンターへの社会福祉協議会の移行とともに、そちらの施設を利用させていただくということ趣旨としております。

ウといたしまして、訪問看護事業。現在は、北海道在宅ケア事業団の訪問看護ステーション及び町内医療機関等によりサービスが提供されております。なかなか足寄町の利用者は低調でございます。これはステーションそのものが本別町にございます。足寄町はサブステーションということで常駐はしておりません。そういったことからなかなか低調なのかなということで、これから利用の増に努めていきたいというふうに考えております。

エといたしまして、訪問リハビリテーション。オといたしまして、居宅療養管理指導。

カといたしまして、通所介護。これはデイサービスでございます。平成20年度までは町直営でやってございました。平成21年度から足寄町社会福祉協議会に移行いたしました実施しております。

54ページをお願いいたします。通所リハビリテーションということで、町内の民間病院の中でリハビリテーションが行われております。これからも今まで同様の、実績と同じような数値で伸びていくというふうに思っております。

クといたしまして、短期入所生活介護、ショートステイでございます。この実施であります。

ケといたしまして、特定施設入所者生活介護。

コといたしまして、福祉用具の貸与。これは自宅で住まわれる中で必要とされる、車いすでございますとか特殊寝台車、ベッド、トイレ等を借りるサービスでございます。

サといたしまして、福祉用具の購入費の支給でございます。腰かけ便座でございますとか、お風呂に入るときの補助用具などの購入費の支給を行うものでございます。

シといたしまして、住宅改修費の支給でございます。これは、在宅で生活するに当たり必要とされる手すりでございますとか、段差の解消、そういったものを工事費の改修事業費を支給するものでございます。

スといたしまして、居宅介護の支援でございます。これは介護予防に伴うものと、介護認定に伴うサービス計画、ケアプラン、こういったものを作成し、サービス事業者と連絡調整・相談・援助を行うサービスでございます。

次に、地域密着型としてもいろいろなサービスがされておまして、セといたしまして、認知症対応型通所介護、デイサービスでございます。現在、NPO法人により、認知症専用のデイサービス事業が開始されてお

ます。

ソといたしまして、認知症対応型の共同生活介護、グループホームでございます。これもNPO法人により実施されております。

タといたしまして、小規模多機能型居宅介護施設。平成24年度中に整備を予定しております。平成25年度からのサービス提供を見込んだ推計としております。

58ページ。チといたしまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業でございます。介護保険法の改正により、平成24年度に新たに創設された地域密着型のサービスでございます。これにつきましてはまだ足寄町では実施されておりませんが、今後、足寄町内で唯一訪問介護を提供している足寄町社会福祉協議会と協議・連携を図りながら、平成26年度のサービス開始に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。

ツといたしまして、高額介護サービス費の支給でございます。1カ月の介護保険サービスの自己負担額が一定額を超えた場合、高額介護サービス費として助成される制度でございます。

テといたしまして、特定入所者介護サービス費支給でございます。

次に、番目、59ページです。市町村特別給付ということでございます。39ページでも説明いたしました。市町村特別給付事業といたしまして、65歳以上の第1号被保険者からいただく保険料を財源といたしまして、今まで、介護用品、紙おむつの支給を特別給付として介護保険の中で行ってまいりました。これまでの介護保険料の状況等を見きわめながら、この介護特別給付があることにより、介護保険料の上昇を防ぐということを含めて、この事業を廃止いたしまして、一般会計のほうの事業に移行したということでございます。

番目に、保健福祉事業ということでございます。特に足寄町では、今回、この事業は行わないということで進めております。

これまで述べたいろいろな介護保険サービ

スを賄うための介護保険料につきましての説明が、59ページの下側、(3)介護保険の事業費・第1号被保険者の保険料の設定ということとなっております。推計に当たりましては、費用の推計は、サービスの種別、要介護度別の1日1回当たりの平均給付費の実績、または、費用と年度の量とを乗じて、平成24年度の国の介護方針の改定率、こういったものを考慮した中で積算をしているところでございます。3年間の総給付につきましては、22億7,640万6,000円となり、居宅系地域密着型サービス費というのは、8億3,789万2,000円等々となりまして、この施設サービスが総費用の約54%を占めているということで押さえていただきたいというふうに思います。

60ページ以降、各サービスにおける給付費の量、または、費用について説明しております。この合計で、61ページの一番右下にございますように、このサービスの給付費、その合計、3年間の合計が22億7,600万円という数字になっているということで御承知いただきたいと思っております。

次に62ページ。この必要とされる介護給費用を賄うための保険料の推計をしております。

まず、一つに、第1号被保険者の所得段階別の人数の推計をしております。まず、介護保険の被保険者は65歳以上の第1号被保険者と40歳以上64歳までの第2号被保険者となっております。第2号被保険者の保険料につきましては、全国共通の方法で、それぞれ医療保険でございますとか、社会保険、こういった中から、保険料と合わせて納入させていただいております。

第1号の被保険者介護保険料につきましては、国の求める負担割合に基づきまして、直接、町のほうで徴収しているという状況になっております。

国としては、平成23年6月に、社会保障・税の一体改革成案におきまして、介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化

の方向性が示されております。そういったものを踏まえ、足寄町の第5期介護保険料の算定に当たりましては、今まで、第4期まで導入しておりました住民税非課税世帯で、本人が住民税非課税の方、これにつきましては、第4段階でございますけれども、所得金額80万円以下の世帯を83%とする介護保険料の弾力化、これが実施されております。これの引き続きの実施とともに、第3段階にございます、住民税の非課税世帯におきましても、年金収入が80万円をラインに決めまして、軽減状況をつくるということにしております。

保険給付費の負担割合といたしましては、一つに、第1号被保険者が全体の21%を賄うというふうにされております。第2号の被保険者が29%の負担をするとなっております。この第1号、第2号の被保険者で50%の総額を負担するというように決められております。残り50%につきましては、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%を賄うというふうにされております。この中で、国民健康保険等と違うのは、町の12.5%という上限が定められておりました、仮に介護保険が赤字になったからといって、町から赤字補てんをすることはできないということになっております。

次、63ページ。第1号の保険料率の推計でございます。平成24年度の介護報酬の改定による本町での影響額、給付費ベースで2,169万2,000円と見込まれて、これがすべて介護保険料の負担になっております。今まで、平成23年度第4期までの計画の中で、65歳以上の皆様方々からいただいた保険料、これを一定程度積み上げまして、介護給付費準備基金ということで、介護保険の財政不足のときに賄うように利用されてきました。この基金が平成23年度末でほぼ使い果たして、ゼロ円になる予定でございます。さらに、平成21年度から平成23年度までの介護保険料の中で負担不足分が生じるということで、既に北海道の財政安定化基金

から借り入れを行っている状況がございます。この金額が平成23年度の決算ベースで、借入金で849万8,000円。平成24年度の借り入れ見込み額、今のところ、まだ未定でございますが、約1,400万円ほどということ、トータル2,200万円ほどを借り入れしている状況になるかなと思います。平成24年度末です。これを第5期の介護保険料で返済をしていかなければならないという計画も盛り込まれております。そういったことを試算した結果、これまで月額3,700円としておりました第1号被保険者の保険料が、1,250円増加いたしました、4,950円となる状況になっております。

これから3年間のサービスの利用の増、今後、高齢者、要介護者認定がふえていくということ、さらには、今後もまた介護報酬が改定されていくということ、そういうことを踏まえながら、この介護保険料の上昇というのはやむを得ないものかなというふうにご考えて、推進委員さんの御理解もいただいたところでございます。

64ページにつきましては、総給付費の推計となっております。

66ページをお願いいたします。ここで所得段階別の介護保険料の推計値を載せております。月額保険料につきましては、この表の一番右側が月額の保険料に当たる額でございます。基準額となるのが、第4段階の下側のほう、表から下から3番目、年間必要とされる金額が5万9,400円。月額に直しますと4,950円ということになっております。それで、第1段階から第2段階、第3段階、第4段階、第5段階、第6段階ということで、それぞれの方々の所得状況によりまして、段階が決定される仕組みとなっております。

次に68ページでございます。今まで述べてきました介護サービス、この円滑な提供体制の確立ということで、制度の周知及び事業者情報の提供をしていきたいというふう

考えております。現在、ソーシャルワークセンター、地域包括支援センターの中で、11月に発行いたしました「ASHOROTTE」という情報誌がございます。この中で、これからもこういった情報を多く流していく予定でございます。一つに、どういうサービスがあるのか。どういう方々がそのサービスに該当するのか。さらには、そういったことでこういった料金がかかるのか。こういったことを住民の皆様にも周知していきたいというふうに考えております。

また、そのサービスを展開するに当たり必要なのが、(2)にあります、事業者の参入の促進を図ることが第一条件かなというふうに考えております。

足寄町の中ではまだまだ介護保険サービスを事業として行われる事業者は少ない状況でございます。また、過疎地、それから、面積が広大、道路が長いということ、そういった不利益条件が重なりまして、新たな、新規の事業者がなかなか参入できない状況になるのかなというふうに思っております。そういったことで、これからは社会福祉協議会を中心にしながら、ボランティアさん等も育成しながら、促進を図っていきたいというふうに考えております。

次に、74ページをお願いします。

また、地域の中で高齢者を支援するという町を実現していくことも非常に重要なことというふうに考えております。一つに、相談窓口の充実ということで、先ほど来、述べておりますソーシャルワークセンター、これの早い整備を図っていきたいというふうに考えております。平成18年11月に現在の庁舎に移転した際に、福祉課が一つの部屋として同じフロアになりました。この中で、福祉、介護保険、保健推進、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、これらが一つのフロアになったということで、連携したサービスが行われているというふうに考えております。さらにこれを発展しながら、ソーシャルワークセンターということで、情報を共有し、連

携しながら、さらなるサービスに努めていきたいというふうに考えております。あわせて、町内外の事業所とも連携しながら、いろいろなサービスに、情報共有に努めていきたいというふうに考えております。

少し飛ばさせていただきます。79ページ以降に資料編がついてございます。80ページ、82ページにつきましては、足寄町の概要ということで省略させていただきます。

2番目に、計画の作成体制ということで、さきに述べました足寄町高齢者保健福祉推進委員会について述べております。84ページに推進委員会の規則がございます。85ページにそれぞれの委員さんの名簿が載っております。この方々の御尽力をいただきまして、今回のこの計画書が作成されております。

次に、86ページ以降95ページまで、高齢者保健福祉サービスの一覧表ということで、これまで述べてきました高齢者等に対するいろいろなサービス内容、これを一覧にしたものでございます。これの担当と項目数のみをここに書いてございます。一つには、保健サービスの実施。二つ目には、福祉サービスとしての生活支援サービスの実施、介護予防・生きがい活動支援サービスの実施。最後に、介護保険サービスの実施ということで載せております。

96ページ以降、日常生活圏域ニーズ調査、平成22年度に実施いたしました調査でございます。調査の概要につきましては、町内に住所のある65歳以上の高齢者から介護保健施設入所者及び住所地特例者を除いた方々、この方々を無作為で抽出いたしまして、1,253名の方々からアンケート結果の回答をいただきました。回答といたしましては、1,166名の回答をいただき、回答率93.1%という形になっております。いろいろ御意見をいただいた内容につきましては、また、アンケートの結果につきましては、この表のとおりでございます。この表を参考にいたしながら、今回の高齢者保健福祉

計画・介護保険事業計画をまとめさせていただき、推進委員会の皆様の御意見をいただきながらまとめたということでございます。

以上で、計画内容についての御説明とさせていただきます。今後、さらなる介護予防などに努めるとともに、介護サービスの質の向上に取り組み、本計画の基本理念に掲げる、いくつになっても、ひとりになっても、安心して暮らせる愛のまちを目指し、平成24年度以降において、この計画に沿って着実な実行を図っていくこととしておりますので、御理解を賜り、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。1時再開といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

午前中に、第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の提案理由の説明を終えております。それに対する、これから質疑を行いたいと存じます。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、総合条例第11条第2項の規定により、議長を除く12人の委員で構成する、第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の休憩中に審査することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する、第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の休憩中に審査することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午後 1時02分 休憩

午後 1時07分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をします。

第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に榊原深雪君、副委員長に熊澤芳潔君、以上のとおりです。

お諮りをいたします。

本日は、これで散会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。次回の会議は、2月21日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦勞様です。

午後 1時08分 散会